

お客様各位

2020年5月5日
支配人 中村吉人

緊急事態宣言の延長を受け、休業を延長させていただきます。

5月4日の緊急事態宣言の延長を受け、緑ヶ丘テニスガーデンでは休業期間を5月31日まで延長させていただきます。その期間のスクール費につきましては、6月分に充当させていただきます。

今回の休業延長に至った経緯と考え方、休業中の活動などについて、ご説明させていただきます。

内容をご確認いただき、お客様のご協力をお願いいたします。

記

(1) 休業延長に至った経緯と考え方

4月8日の緊急事態宣言を受けて、当施設では5月6日までの完全休業を実施することを決定しました。

その後、4月10日には、東京都より休止を要請する施設等の発表があり、屋外のテニスは対象外でしたので、アウトコートスクール、会員の利用の再開を検討しました。

しかし、私たちは感染予防を重視し、休業を継続させていただきました。

そして、今回の緊急事態宣言の延長を受けて、改めて休業の延長を決めさせていただきました。

この決定により私たちが心配をしたのは、テニスができないことによる心身への影響です。特に子どもたちへの影響については気になります。そうしたことから、同業者の中には営業を再開するところもあります。

それでも、やはり、私たちはこの感染のリスクが高い状況で営業を再開して、お客様に感染させてしまうことを考えると今は、休業の延長が一番だと思います。

(2) 休業中の活動

休業の間に自宅でできるトレーニングやテニス練習動画を配信しています。
また、コーチによる送っていただいた動画のフォームチェックも行っていますので、
ぜひ、ご利用ください。
皆様からの投稿をスタッフも励みにしています。

(3) 今後の再開について

今後の感染状況により、休業の延長や営業を再開する場合があります。
ホームページよりお知らせしますので、ご確認をお願いします。

皆様のテニスをやりたい気持ちは痛いほどわかります。もうしばらく、新型コロナ感染防
止にご協力をいただき、緊急事態宣言が終わる6月1日以降には、笑顔と一緒にテニス
コートで再会できることをスタッフ一同、楽しみにしています。
厳しい状況が続きますがお身体にくれぐれもお気をつけてお過ごしください。

以上